

社会福祉法人和仁福祉会 指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人和仁福祉会が石巻市から委託を受けて運営する石巻市稲井地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、適切な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

(センターの名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 石巻市稲井地域包括支援センター

所在地 石巻市大瓜字箕輪 17

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 センターに勤務する専門職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（常勤・兼務）

センターの従業者及び業務の管理を統括するとともに、介護予防支援の業務を行う。

(2) 保健師又は地域保健等に関し経験のある看護師 1 名以上

介護予防支援の業務を行う。

(3) 社会福祉士又は介護支援専門員の業務に通算して 3 年以上従事した経験を有し、かつ、高齢者の保健又は福祉に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う業務に 3 年以上従事した経験を有する者 1 名以上

介護予防支援の業務を行う。

(4) 主任介護支援専門員又は都道府県知事が認める研修課程を修了し、若しくは介護支援専門員からの相談に応じ、必要な助言を行う事業に従事した経験を有する介護支援専門員 1 名以上

介護予防支援の業務を行う。

- (5) 介護支援専門員 2 名以上
介護予防支援の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第 6 条 指定介護予防支援の提供及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要及び重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、利用申込者の同意を得て、利用者の希望に基づき、介護予防サービス計画を作成するものとする。
- (2) サービスの提供を開始する月（以下この号において「提供開始月」という。）、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月から起算して 3 月に 1 回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するものとする。
- (3) サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合にはこの限りでない。

(利用料、その他の費用の額)

第 7 条 指定介護予防支援を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

2 前項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業実施地域)

第 8 条 通常の実施地域は石巻市住吉地区、稲井地区とする。

(事業の委託)

第 9 条 厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができるものとする。

2 前項の規定により、委託を行う場合は、公正中立の確保の観点から石巻市地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。

(秘密保持)

第 10 条 センターの職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 センターは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第 11 条 センターは、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 12 条 センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 14 条 センターは、当該センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ることとする。

(2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) センターにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(揭示)

第 15 条 センターは、センターの見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示する。

2 センターは、重要事項を記載した書面をセンターに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 センターは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載をする。

(業務継続計画)

第 16 条 センターは、感染症や非常災害の発生の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第 17 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人和仁福祉会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 1 月 16 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。